

札幌市告示第 292 号

白石清掃工場灰処理施設運転管理等業務に係る調達を一般競争入札に付すので、
下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

札幌市長 秋 元 克 広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話 (011) 211-2906

メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

白石清掃工場灰処理施設運転管理等業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（ただし、通常業務については、小計の額に 10%に相当する額を加算した金額とし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）ので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する単価は 1 円以上 1 円単位とする。なお、各金額欄が空欄若しくは 0 円で入札されたものは無効とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、「廃棄物処理業」及び「建物設備等保守管理業」の全てに該当する者であること。

(3) 以下のいずれかの業務を履行した実績（平成 26 年 4 月 1 日以降に継続して 1 年以上、履行したものに限る。）を有すること（再委託として履行した場合を除く。）。

ア 主灰及び飛灰処理設備を含む焼却能力 300 トン/日以上のごみ焼却施設運転業務

イ 焼却能力 300 トン/日以上のごみ焼却施設における主灰及び飛灰処理施設の運転業務

(4) 直近の年次決算において債務超過でないこと。

(5) 以下のア～ウの要件のうち、いずれかを満たしていること。

ア 直近 3 年間の経常損益の平均値がマイナスでないこと。

イ 直近の年次決算において、経常損失が生じていないこと。

ウ 自己資本比率が 40%未満でないこと。

- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類（上記 3 (3)～(5)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類）を、下記の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記 1 に同じ。
- (3) **資格書類受領期限**
令和 7 年 2 月 5 日（水）15 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記 1 の場所にて交付する。
- (3) 現地説明会
希望者に対しては、現地にて説明を行うので、令和 7 年 1 月 30 日（木）16 時 00 分までに上記 1 に申し込むこと。詳細は入札説明書による。
- (4) **入札書受領期限**
令和 7 年 2 月 7 日（金）10 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和 7 年 2 月 7 日（金）13 時 25 分
札幌市役所本庁舎 12 階 環境局会議室
- (6) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に關す

る条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。